

《提言》 人も動物も安心して暮らせる共生社会に向けた“7つの施策”

人も動物も安心して暮らせる四日市を考える分科会

《基本となる考え方》

本市は、人も動物も安心して暮らせる共生社会に向けて、令和元年度公布の改正動物愛護管理法で明示された動物愛護管理センターの機能を果たしていくことを前提に、現在における課題を改善し、より充実した体制としていく必要があります。

また、ボランティア団体等はTNR活動、飼い主のいない犬猫の一時預かり、譲渡活動など動物愛護における大変重要な役割を果たしており、今後はボランティアとの協働の中で、動物愛護を取り巻く課題に対する具体的な取り組みを進める必要があります。

そこで、当分科会においては、ボランティア団体等からの意見を参考として、既存施策の改善や新たな施策の検討について提言を取りまとめました。

1. 飼い主のいない猫への避妊手術費用補助の拡充

飼い主のいない猫への避妊・去勢手術費用補助として、令和2年度では雄 5,000 円、雌 6,000 円の補助を実施しているが、雌の避妊手術費用補助については実施者の費用負担が発生する水準となっている。TNR活動をさらに支援していくため、実施者の費用負担が発生しなくなる水準（9,000 円程度）にまで補助を拡充すべきである。

2. 殺処分ゼロを達成するための新たな取り組みの検討

犬猫の殺処分数は、保健所による引き取りの厳格化やボランティア団体等が行うTNR活動などによって減少傾向にあるが、既存施策だけで殺処分ゼロを達成することは難しい状況にある。そのため、引き取り動物の収容期限の見直し、ボランティア団体等が行う飼い主のいない犬猫の一時預かり、譲渡活動への支援など、殺処分ゼロを達成するための新たな取り組みを検討すべきである。

また、現在公表されている殺処分数は、重篤な病気などのやむを得ない事由によるものが含まれており、救えた命の数は把握できない。殺処分ゼロの達成に向けて一丸となって取り組んでいくため、事由ごとの殺処分数を公表すべきである。

3. ボランティア団体等との継続的な協議の実施

ボランティア団体等はTNR活動や譲渡活動等、様々な愛護活動に携わっているが、活動継続に多くの負担が発生している状況にある。ボランティア団体等との活動が円滑に行われるよう、効果的な支援策や動物愛護に係る課題に対する新たな取り組みについて、市とボランティア団体等が継続的な協議を実施すべきである。

4. 本市独自の動物愛護センターの設置検討

令和元年度公布の改正動物愛護管理法は、各自治体が「動物愛護管理センター」の機能を果たすことを求めているが、本市では一時収容施設の老朽化などの課題が散見されている。また、大規模災害の発生時には、多数の動物が被災することが想定されるが、既存施設で収容できる避難体制は整っていない状況にある。改正動物愛護管理法が求める機能の強化を図るとともに、動物に対する災害対策の拠点として、本市独自の動物愛護センターの設置を検討すべきである。加えて、近々起こりうる災害に備え避難所運営体制の構築に取り組むべきである。

5. 将来を見据えた職員体制の整備

令和元年度公布の改正動物愛護管理法によって拡充された業務に対応するとともに、ボランティア団体等との新たな協働や施設課題の改善などを実施していく必要があるが、現在の担当職員は既存の業務に追われている状況にある。法令等で定められる業務に対応しながら、本市独自の発展的な取り組みを実施していくため、将来を見据えた職員体制の整備を行うべきである。その中においては、国家資格として新たに創設される愛玩動物看護師の活用や支援なども検討すべきである。

6. 広域的な情報連携体制の構築

行政とボランティア団体等との迅速な情報共有は、TNR活動などにおいて重要となるが、対応は自治体や保健所管轄ごとに異なっており、一部地域では連絡遅滞が生じている。三重県、県内各市町、ボランティア団体等と協力して、迅速かつ広域的な情報連携体制を構築すべきである。

7. 犬猫の引き取り、譲渡にかかる手続きの見直し

本市では、四日市市保健所が犬猫の引き取りを行い、三重県動物愛護推進センター（あすまいる）とともに新たな飼い主を募集し、譲渡を行っているが、譲渡に必要な手続きの多くが津市にある三重県動物愛護推進センター（あすまいる）で行われるため、利用しづらい状況にある。利便性向上に向けて、三重県動物愛護推進センター（あすまいる）の理解を得ながら手続きの見直しを図るべきである。